

タイトル「**2018年度 経済学部シラバス**」、フォルダ「**2018年度 経済学部シラバス**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目名	公的扶助法		
担当教員	金川 めぐみ		
対象学年		クラス	E1
講義室		開講学期	後期
曜日・時限	水1	単位区分	
授業形態	講義	単位数	2
準備事項			
備考	標準履修年次 3・4年次		
科目名(英語表記)	Social Assistance Law		
授業の概要・ねらい	少子化・高齢化などの人口的变化、国際化、医療費の増大、社会保障費全体の増大など、現代の社会保障制度には財政基盤や構造を揺るがしかねない問題状況が山積しています。本講義ではこのような状況を踏まえ、公的扶助制度(生活保護制度)と低所得者対策、生活困窮者対策について、具体的な事例を素材とした講義を行います。		
授業計画	授業計画は、みなさんの内容の理解度や進捗状況等により変更する可能性があります。		
	回	内容	
	1	ガイダンス	
	2	社会保障と公的扶助の概念 貧困と低所得①(貧困と低所得の違い、相対的貧困率)	
	3	貧困と低所得②(社会的排除と社会的包摂)	
	4	生活保護法①(4つの基本理念:1)	
	5	生活保護法②(4つの基本理念:2)	
	6	生活保護法③(4つの基本原則)	
	7	生活保護法④(扶助の内容、実施機関)	
	8	生活保護法⑤(実施機関、施設、権利と義務、費用)	
	9	生活保護法⑥(生活保護をめぐる判例検討:1)	
	10	生活保護法⑦(生活保護をめぐる判例検討:2)	
	11	生活困窮者自立支援法①(成立経過と内容)	
	12	生活困窮者自立支援法②(意義と課題)、低所得者対策	
	13	公的扶助制に関するグループワーク①:情報収集	
	14	公的扶助法制に関するグループワーク②:分析	
	15	公的扶助法制に関するグループワーク③:報告	
到達目標	1)講義第1回で紹介する公的扶助法の総論における基礎概念についていくつかのキーワードを用いて説明できるようになること。 2)講義第2～12回で紹介する公的扶助法の内容について、いくつかのキーワードを用いながらその内容を適切に述べるができること。講義第9、10回で紹介する、具体的な判例における課題について説明できること。 3)講義第13～15回の少人数グループワークに参画し、与えられた題材に対して論理的に自分の意見を述べるができること。		
成績評価の方法	・授業中に提出するコメントシート(40点)、定期考査(60点)、任意レポート複数回(1回につき10点までの範囲でプラスアルファ点)。 ただしみなさんの受講状況によりこの評価基準は変化する可能性があります。評価基準の変更がある場合は、授業中の配布プリントにて周知をします。 ・定期考査は、参照物持ち込み不可とします。		
教科書	未定、後期開講時に別途指示する。		
参考書・参考文献	授業の進捗状況に応じ、随時紹介する。		
履修上の注意・メッセージ	新聞・メディアの生活保護関係の情報を常に敏感に摂取し、メディアの言うままではなく論理的な目で分析した上で、授業に積極的に参加していただくことを望みます。授業中にグループワークを取り入れますので、この点につき承知をした上で受講をお願いします。		
履修する上で必要な事項			
受講を推奨する関連科目	私の担当科目には、社会保険法、社会保障法総論、社会福祉サービス法があります。 なお他の関連科目としては、雇用関係法、雇用政策法、労働団結法、人権保障システム法総論、行政法総論、行政作用法、民法[総則]、民法[親族・相続]、社会政策(雇用と労働)、社会政策(社会保障)、労働経済論、社会保障論があります。		
授業時間外学修についての指示	単位認定のためには、予習・復習を合わせて授業時間の倍程度の自主的な学修を行う必要があります。		
その他連絡事項			
科目ナンバリング			